

答 申 第 1 号
平成 29 年 3 月 13 日

伊丹市教育長

木 下 誠 様

伊丹市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 山 下 淳

答 申

伊丹市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号及び第 14 条第 2 項第 5 号の規定に基づく、平成 29 年 1 月 23 日付伊教委学学指第 3164 号による諮問「教育委員会及び学校と警察の相互連携にかかる協定書に関する事務の個人情報の本人外収集及び、個人情報の外部提供について」について下記のとおり答申します。

記

犯罪その他健全育成を阻害する行為から児童生徒を守り、あるいは児童生徒に対し非行、問題行動への指導や当該児童生徒の立ち直りのための支援を行うにあたって、教育委員会及び学校が必要な児童生徒の個人情報を、本人から収集することによるのみではその目的を達成することができない場合があり得るので、兵庫県警察本部及び兵庫県内に所在する警察署（以下「県内警察署」という。）から例外的に収集できる方策が必要であると認められる。また、上記の目的を達成するために、教育委員会及び学校が兵庫県警察本部及び県内警察署に児童生徒の個人情報を提供することについても、その公益上の必要性がある場合もあると認められる。

しかし、教育委員会及び学校が生徒児童の個人情報を上記の通り本人外収集あるいは目的外提供するにあたっては、収集・提供する個人情報の種類・範囲が限定されていない。特に、学校が保有する児童生徒の個人情報のすべてにまで及ぶ可能性があること、また、提供することの是非や提供する個人情報の種類・範囲に関する判断・決定が専ら学校長に委ねられており、その適切さをチェックする仕組みが用意されていないこと等からすると、広範囲の児童生徒の個人情報が必要とされる以上に収集・提供されることとなるおそれがある。

そのため、協定に基づく連携を一年間ほど実施した後に、連携機関内の情報の収集・提供が個人情報保護の見地から見て適切に行われているかどうかについて、教育委員会において適切に検証されたい。また、検証の結果を本審査会に報告されたい。

なお、本審査会は、以下の二点について、実施機関に検討等を求める。

第一に、本審査会に提示された「教育委員会及び学校と警察の相互連携にかかる協定書（案）」第 10 条によれば、学校で作成・管理される連絡票の保存期間は 1 年間（作成日の属する年度の翌年度まで）とされている。不要となった個人情報は速やかに破棄すべきではあるが、

他方で教育委員会によると連絡票に記載された情報は児童生徒の指導その他に用いられるとのことであり、後にその情報の正確性・信頼性などをめぐって連絡票にまで遡って再度確認する必要があるのかどうか、懸念されるところでもある。

そのため、連絡票の保存期間が適切かどうかについて、教育委員会において慎重に再検討されたい。

第二に、協定の締結を契機に、今後、教育委員会及び学校と兵庫県警察本部及び県内警察署が緊密に連携し、本人や保護者の了解なく児童生徒に関する個人情報を収集・提供することになるが、その際には、意義や必要性和併せて、適切な管理・運用等の取り扱いに努めること等を、児童生徒や保護者、さらに広く市民に対して十分に周知を図り、理解を得るよう求める。

■審査会審議等の経過

開催日	内容
平成29年 1月23日	諮問の受理
平成29年 2月27日	第1回審議

■伊丹市情報公開・個人情報保護審査会

氏名	役職等	備考
山下 淳	関西学院大学法学部教授	会長
菊井 康夫	弁護士	委員
益澤 彩	甲南大学法学部講師	委員
渋谷 元宏	弁護士	委員
寺岡 とも子	伊丹市人権擁護委員	委員